

## セカンドオピニオン外来についてのご案内

### 1. セカンドオピニオンについて:

当院以外の医療機関で診療を受けておられる患者様で、

**「今後の治療に役立てるために他の医師の意見が聞きたい。」**

ご要望をお持ちの方を対象に、当院の医師の意見や判断をお伝えすることを目的とします。

セカンドオピニオンは、一般の診療ではありません。したがって、**当院での診察や検査などは行いません**。セカンドオピニオンに必要な、これまでの診療の経過や検査結果などの情報については、現在の主治医から提供して頂くことになります。

また、当院での診察や検査などをご希望の場合は、**一般外来を受診して頂きます**。

その際は、現在の主治医からの診療情報提供書が必要となります。

### 2. 実施対象となる方について:

原則的に患者様ご本人を対象に実施させていただきます。

やむを得ない事情により、患者様ご本人が来院できない場合はご家族のみでも可能としますがこの場合は患者様ご本人からの同意書と、ご家族の身分証明書類(自動車運転免許証など)の提示が必要です。

患者様が未成年の場合は、ご家族の身分証明書類(自動車運転免許証など)の提示を必要とします。

### 3. 対象疾患について:

主な対象疾患は下記の一覧表をご参照下さい。

部 位	頸部(首)	胸部	腰部	関節(膝・股関節)
病 名	頸椎症	胸椎椎間板症	腰部椎間板症	原発性膝関節症
	頸部椎間板ヘルニア	胸椎黄色靭帯骨化症	腰部脊柱管狭窄症	原発性股関節症
	頸椎後縦靭帯骨化症		腰椎分離症	
	頸椎症性脊髄症		腰椎すべり症	
	頸椎症性神経根症			

#### 4. 実施時間と費用について:

実施時間

原則30分以内とします。

なお止むを得ない場合は延長も可能ですが、**超過時間は最大で30分まで**となります。

費用

当院規定の金額をご負担頂きます。

診察ではないので、健康保険でのお取り扱いはできません。

原則30分以内までは¥10,500円、それを超過すると時間を問わず最大30分まで¥5,250円の追加料金を請求いたします。

#### 5. セカンドオピニオンをお受けできない場合について:

下記に該当する場合などは実施いたしません。

主治医に対する不満・不信に関する相談

医療過誤や裁判係争中の案件に関する相談

転医を希望される場合

現在の主治医により、診断が確定していない場合(検査の結果が未確認など)

治療実績が少ないなど、当院の医師では対応できない病名である場合

患者さまご本人が死亡されている場合

セカンドオピニオン専用の予約をされていない場合

医療費の相談や生活上の相談(専門の担当者が別枠にて対応いたします)

#### 6. お申し込み・ご相談の方法:

完全予約制です。地域医療連携室までTELしていただくか、直接ご来院下さい。

セカンドオピニオン実施日は「申込書」の内容に基づき、当院の該当する医師などと調整の上候補日を地域医療連携室よりご連絡いたします。

担当者が、ご相談の内容をお伺いし、手続きの方法などについて説明をさせていただきます。

セカンドオピニオンについてのご案内(様式1)

セカンドオピニオン申込書(様式2)

主治医の先生へのお願い(様式3)

セカンドオピニオン専用診療情報提供書(様式4)

セカンドオピニオン実施同意書(様式5)

「セカンドオピニオン申込書」(様式2)に必要事項記入して下さい。

個人情報保護の必要性からなるべく持参されるか、郵送にてお申し込みください

【お申し込み・お問い合わせ先】

〒862-0958 熊本県熊本市岡田町12-24

成尾整形外科病院 地域連携室

TEL:096-371-1188

実施日までに、主治医に「主治医の先生へのお願い」(様式3)をお渡しの上、「セカンドオピニオン専用診療情報提供書」(様式4)を作成していただくと共に、検査結果や画像診断データなど必要な資料を借用あるいはコピーするなどしてご用意ください。

いずれも実施日に持参してください。

## 7. 実施に際して必要なもの:

ご家族のみにてセカンドオピニオンを受けられる場合は、「実施同意書」(様式5)及びご家族の身分証明書類(自動車運転免許書など)の提示。

患者様ご本人が未成年の場合、ご家族の身分証明書類(自動車運転免許書等)の提示。「セカンドオピニオン専用診療情報提供書」。

ただし、別の書式(掛り付けの医療機関の書式等)にて作成して頂いたものでも結構です。

現在までの検査資料

例)血液検査のデータ、病理診断の結果、レントゲン検査、MRI検査、CT検査など

画像診断資料、現在服用されているお薬の情報等

## 8. その他:

セカンドオピニオンを実施した内容について、当院から現在の主治医に報告いたします。

ご相談の内容によっては、セカンドオピニオンの実施をお断りさせていただく場合や、一般の診察や他院でのセカンドオピニオンをお勧めする場合があります。